

放課後等デイサービス事業

障害児通所支援事業所 すばる

併設 障害者生活サポートセンターすばる

サービスのご案内



夜空に優しくさざめく星団『すばる』は、「星はすばる。彥星。みよう星。」(枕草子)というように、古来、日本人から愛され、親しまれてきました。これは、古語の「すばる(統ばる)」または「すまる(統まる)」から何時しかそのように呼称され、「統一されている」「一つに集まっている」「一つにまとまる」その愛(いと)おいしい姿・様子から、時を越えて今に至るまで、飽かざる普遍の人気をもって慕われてまいりました。

山形村社会福祉協議会では、障害児通所支援事業所の名称に、この『すばる』の名をいただきました。この事業所は、障害者関連サービスの複合施設の中の1つのサービス機能として設置し、機能性と利便性等に優れた利用施設として、また快適な施設環境に集いふれあい交流をいただく憩いの場として、地域の皆様から愛され、親しまれる施設をめざしています。皆様の一層のご愛顧の程をお願い申し上げます。 ————— スタッフ一同



すばる(昴) / プレアデス星団

障害児通所支援事業所 すばる

住所：東筑摩郡山形村 4528 番地 3 (いちいの里すばる内)

*お問い合わせ先 ☎：0263-87-8754

FAX：0263-87-8764

*施設内の見学／お試利用等もできます。お気軽にご相談下さい。



社会福祉法人 山形村社会福祉協議会

障害児通所支援事業所すばる／放課後等デイサービスの利用のご案内

山形村社会福祉協議会では、児童福祉法に基づき標記の事業を実施しています。以下、事業の概要をご紹介します。ご利用を希望される場合は、裏面の手続きが必要となります。

詳細については、障害者生活サポートセンターすばる ☎0263-87-8754 までお気軽にお問い合わせください。★障害児相談支援（児童福祉法）の対応をさせていただきます。

事業名称

障害児通所支援事業所すばる／放課後等デイサービス

事業の概要

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進し、社会との交流促進等の場と機会を提供することを目的に開設します。

この事業は、障害児の学齢期における支援の充実のために、児童福祉法の一部が改正（平成24年4月1日施行）され創設された制度に基づく事業です。

対象児童 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児 **定員** 10人以内 *当分の間

対象地域 山形村・朝日村・松本市（今井・和田・新村・神林・波田） *対応可能な場合に限りです。

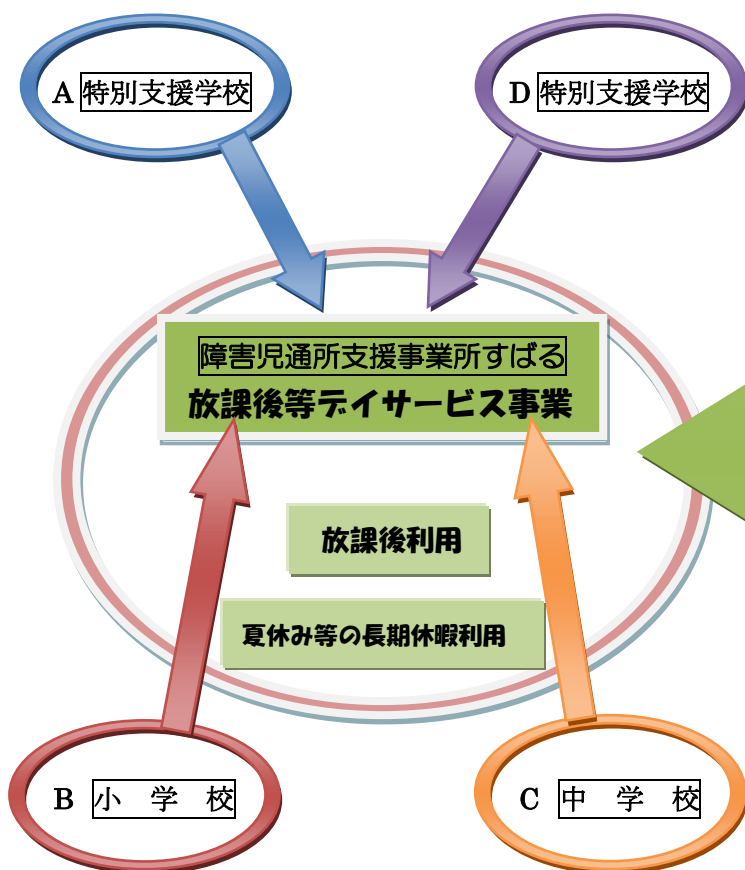
提供するサービス

学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

■多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

- ①障害児支援利用計画にもとづく個別援助計画の策定
- ②自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ③創作的活動、作業活動
- ④地域交流の場と機会の提供
- ⑤余暇の提供

■学校との連携・協働による支援（学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性を配慮した支援を行ないます。



★営業日

月～金曜日 15:00～17:00

学校休業日 9:00～17:00 (土日・祝祭日は休み)

★利用定員

小中高校生: 1日10名

★送迎

迎え: 学校へ迎えに行きます。

送り: ご家族が迎えに来られない場合は家までお送りします。

学校休校日や長期休み等は、自宅へ迎え→自宅への送りにも対応します。



サービスの日程と内容のご紹介

放課後

- 15:00 小学校お迎え
- 15:15 すばる到着
- 15:45 宿題
- 16:00 日々の活動メニュー
(運動・ゲームや散歩等)
- 17:00 自宅まで送り

長期休み

- 9:00 自宅迎え
すばるのお掃除
- 10:00 宿題
- 11:00 日々の活動メニュー
(買い物体験・昼食注文等)
- 13:00 日々の活動メニュー
- 15:00 おやつ
- 15:30 日々の活動メニュー
- 17:00 自宅まで送り

日々の活動メニュー

- 自立支援(身の回りへの支援)
- 地域交流・外出等
(地域福祉施設との交流・ボランティア活動)
- 遊び(バランス・リズム・頭体操)
- 制作活動(季節の工作)
- 季節の行事等

特設支援メニュー★児童の発達 個別相談/指導(随時)臨床心理士 対応
★心と身体のバランスづくり(定時)健康運動指導士等対応

スタッフからのメッセージ

障害児通所支援事業所すばるでは、放課後等デイサービスとして知的・発達障害等のあるお子様(児童)、生徒を対象にして、放課後や休業期間中の地域での安心した居場所づくりのサポートをしています。友達との関わり方や日常生活に役立つ力が身に付くよう、季節の行事や制作活動等を通して、その場と機会を提供します。また、特設支援メニューによる専門的なサポートも提供できるよう計画をしています。

たくさんの“星”で満ちている子供たち。“すばる”に集うことで一層輝きを増し、何時までもひかり続けてもらいたい。そんな願いを实践するために、私たちは、サービスを子供たちと日々デザインします。そして、親しく寄り添いながら、いっしょに歩んでいきます。

子供たちは、いつも“豊かな可能性”に満ちています。それをエネルギー源にして、何時までも輝き続けてほしい。

————— スタッフ 一同

ご利用までの流れ

①施設見学／説明会

*本会において随時受け付けています。
お気軽にお問合せ下さい。

障害児通所支援事業所すばる

②相談／申請／調査

*お住いの市町村／障害児通所支援事業担当窓口にご相談下さい。

③障害児支援利用計画案提出

*障害児支援利用計画(案)の作成 **本会でも対応可**・提出

障害者生活サポーターセンターすばる

④通所支援要否決定

*受給者証交付/行政担当

⑤障害児支援利用計画作成

本会でも対応可

障害者生活サポーターセンターすばる

⑥契約締結 サービス利用開始

障害児通所支援事業所すばる

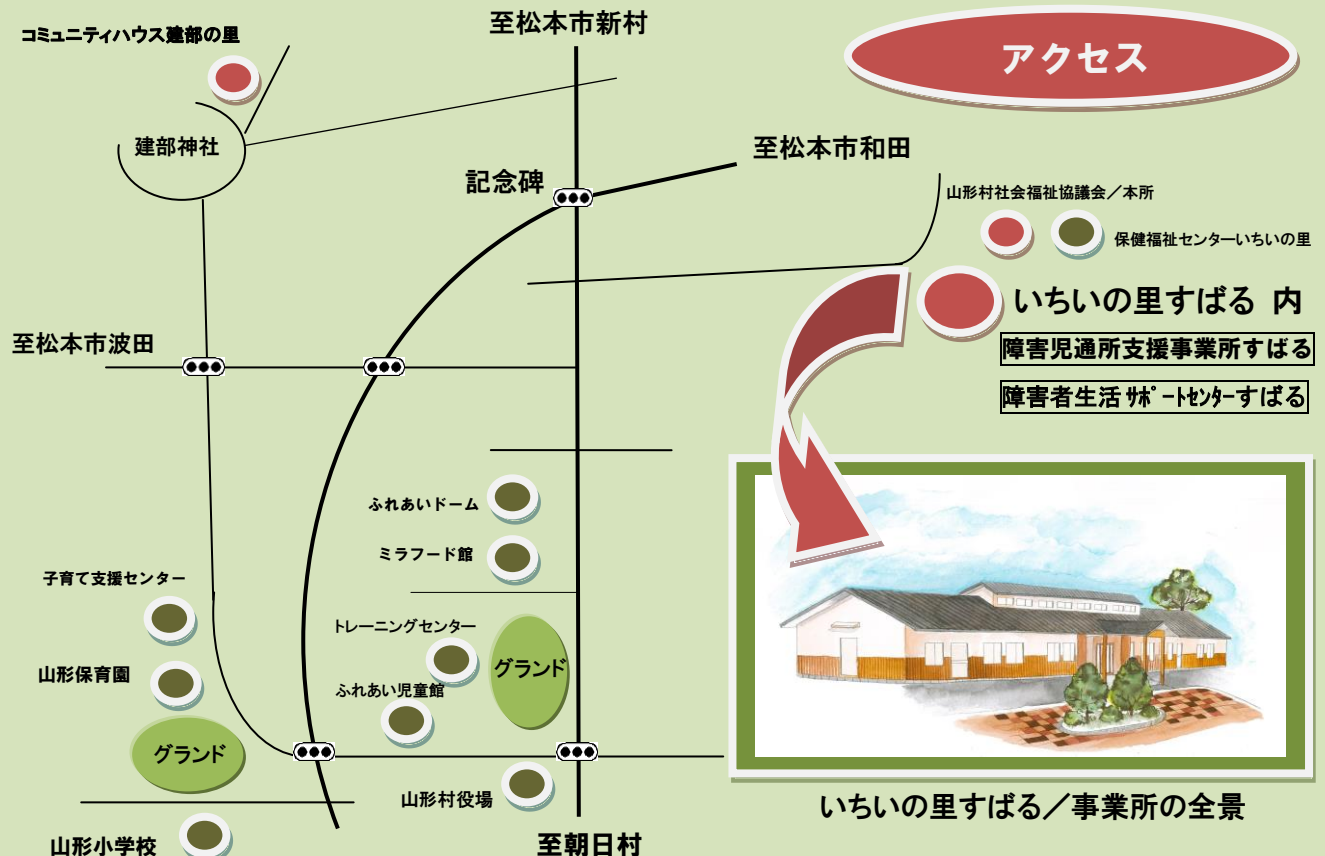
利用者のご負担額

*月ごとの利用者負担は上限あります。
*自己負担は、所得に応じて右表の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

※利用の際に個別説明をさせていただきます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円注未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

注 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。



障害児通所支援事業所 すばる

障害者生活サポートセンターすばる

住所：東筑摩郡山形村 4528 番地 3

(いちいの里すばる内)

*お問い合わせ先

☎：0263-87-8754

FAX：0263-87-8764

*施設内の見学／お試し利用等もできます。お気軽にご相談下さい。

社会福祉法人 山形村社会福祉協議会

